

養父市 国家戦略特別区域計画 (素案)

平成26年7月23日

養父市 国家戦略特別区域会議

I . 国家戦略特別区域の名称

「養父市 中山間農業改革特区」

II . 法第2条第2項に規定する特定事業の内容等

1. 農業分野

(1) 農業委員会と市町村の事務分担に係る特例（農地等効率的利用促進事業）

- ① 7月4日付の養父市と養父市農業委員会との同意に基づき、養父市内全域の農地について、農地法第3条第1項本文に掲げる権利の設定又は移転に係る同委員会の事務の全部を、養父市長が行う。
【次回国家戦略特区諮問会議において審議し、直ちに実施】

区域計画に特定事業として位置付けるべき事業のうち、上記以外の特定事業については、以下に掲げるものを候補とし、次回の区域会議に向け、検討・調整を行う。

(2) 農業生産法人に係る農地法等の特例（農業法人経営多角化等促進事業）

- ② 有限会社新鮮組（愛知県田原市）が中心に関連事業者の支援を得つつ、養父市内の農家等とも連携した上で、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、郷土料理や地域の農産物を活用した商品開発、農家レストランにおける販売等を行う。【年度内を目途に設立】
- ③ 株式会社マイハニー（養父市）が、農地法等の特例を活用した農業生産法人となって、耕作放棄地でれんげを栽培し、養蜂業を行う。【8月を目指して設立】

- ④ やぶパートナーズ株式会社(養父市)とオリックス不動産株式会社(東京都港区)が、養父市内の農業者と連携し、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立した上で、有機野菜等の生産・加工・販売等を行う。【年度内を目途に設立】

※ 株式会社近畿クボタ(兵庫県尼崎市)、株式会社トヨーエネルギーフーム(福島県相馬市)、株式会社農援隊(島根県出雲市)、イオンアグリ創造株式会社(千葉県千葉市)、吉井建設有限会社(兵庫県朝来市)についても、養父市内の農業者と連携し、農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人の設立を検討する。

(3) 農家レストラン設置に係る特例（地域農畜産物利用促進事業）

- ⑤ 有限会社新鮮組(愛知県田原市)が中心に関連事業者の支援を得つつ、養父市内の農家等とも連携した上で、市内で生産された農産物を用いた農家レストランを設置する。【来年度を目途に設置】
- ⑥ やぶパートナーズ株式会社(養父市)とオリックス不動産株式会社(東京都港区)が、養父市内の農家等と連携し、市内で生産された農産物を用いて、棚田や農村風景など地域の景観を活かした農家レストランを設置する。【来年を目途に設置】

(4) 農業への信用保証制度の適用 関連事業

- ⑦ 養父市が、本年中に新たな制度融資を創設した上で、商工業とともに農業を営む中小企業者等が、兵庫県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けることができるようとする。【養父市と信用保証協会とが契約を締結した上で、本年中に実施】

2. 歴史的建築物の活用分野

(1) 古民家等に係る旅館業法施行規則の特例（歴史的建築物利用宿泊事業）

- ① 一般社団法人ノオト(兵庫県篠山市)が、養父市及び地域団体等とも連携し、古民家等を活用した1棟貸しの宿泊施設を整備する。【年度内に実施】

III. 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

特定事業に関する検討・調整と合わせ、次回の区域会議までに精査・検討する。

IV. その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

1. 今後、追加に向け検討すべき規制改革事項等

関係地方公共団体や関係事業者からの提案などを踏まえ、養父市国家戦略特別区域会議として、以下の事項について、検討を進める。

(1) 農業生産法人の出資・事業要件の緩和

- 農業者と企業等とが連携し、継続的な農業経営を行う農業生産法人を設置する場合、農業者以外が議決権(出資比率)を1／2以上取得することや、農業以外の事業が1／2以上になることを可能とすることを検討する。

(2) 植物工場などへの農地転用の一層の円滑化

- 植物工場などの農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用について、一層円滑な転用を可能とする観点から、速やかに転用制度を見直すことを検討する。

(3) 鳥獣被害防止対策の強化

- 農業及び林業に甚大な被害を及ぼしているシカ、イノシシについて、県知事による有害鳥獣捕獲許可がない場合でも、狩猟期間外に、わな猟に限定して捕獲を可能とすることを検討する。

(4) 森林資源を活用した拠点整備のための林地開発許可権限の市への移譲

- 森林資源を活用した各種施設の整備を通じ、産業や観光の拠点化を推進するため、一定規模以下の開発行為については、県に代わって市による林地開発許可を可能とすることを検討する。

(5) 小型の木質バイオマス発電の推進

- 農家レストラン等において、木質チップを活用したバイオマス発電(コジェネシステムの導入等を含む)を推進するため、一定の出力未満の小型の木質バイオマス発電施設については「小出力発電設備」として、各種規程や検査を免除することを検討する。

(6) シルバー人材センター会員の労働時間の拡大

- 高齢者が一層活躍できる機会を確保するため、シルバー人材センター会員の労働時間の拡大・柔軟化について検討する。

(7) 税制（法人課税など）

- 一定の要件を満たす農業生産法人に着目した法人課税などについて、税制改正要望に向けて具体的な要望内容を検討する。